

事務連絡  
令和8年4月2日

渋谷区  
介護職員等処遇改善加算算定対象事業所  
御担当者様 様

渋谷区福祉部介護保険課長

令和8年度介護職員等処遇改善加算取得に係る処遇改善計画書の提出について

日頃から、渋谷区介護保険事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和8年度に介護職員等処遇改善加算の取得を希望する事業所は、下記のとおり計画書の提出をお願いいたします。なお、令和7年度の介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出期限は、令和8年7月31日（金）となります。こちらについては、別途ご案内いたします。

記

1 提出期限

別紙「令和8年度介護職員等処遇改善加算 届出期限」をご確認ください

2 提出書類

①処遇改善計画書（令和8年度）【必須】

（※1）厚生労働省のウェブサイトからダウンロードしてください。

- <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>
- [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00073.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html)

（※2）厚生労働省のウェブサイトに掲載されている様式は、年度ごとに様式が異なります。厚生労働省が発出する事務処理手順に従い、必ず該当する年度の最新の様式を使用してください。

【留意事項】

- ・基本情報入力シートの提出先の自治体名欄には、「渋谷区」と入力してください。
- ・総合事業分は、基本情報入力シートのサービス名を以下のとおり設定してください。

訪問型サービス		通所型サービス（※3）	
サービス種類	計画書入力サービス名	サービス種類	計画書入力サービス名
A2（国基準）	訪問型サービス（独自）	A6（国基準）	通所型サービス（独自）
A3（区独自）	訪問型サービス（独自/定率）	A7（区独自）	通所型サービス（独自/定率）
		A8（区独自）	通所型サービス（独自/定額）

（※3）通所型サービスは、定員に応じて適切に設定してください。

②体制届【令和8年6月～の新規算定や区分変更等の場合に必要です】(※4)

(1) 地域密着型サービス

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)

(2) 総合事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4、別記第3号様式)

(3) 居宅介護支援

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1)

(4) 介護予防支援

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-2)

(介護予防ケアマネジメントの処遇改善加算を算定する場合は以下もご提出ください)

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4)

(※4) 提出の有無や提出期限は、別紙「令和8年度介護職員等処遇改善加算 届出期限」をご確認ください。

体制届は渋谷区のウェブサイトからダウンロードしてください。

なお、令和8年6月1日～の体制届(新様式)は、**令和8年4月下旬頃**に渋谷区ウェブサイト(以下URL)に掲載予定です。

▶地域密着型サービス

[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/jigyosha/jigyo-kaigo/jigyo-kaigo/timitu\\_sitei.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/jigyosha/jigyo-kaigo/jigyo-kaigo/timitu_sitei.html)

▶総合事業

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/jigyosha/jigyo-kaigo/kaigo-shien-service/shogukaizenkasan.html>

▶居宅介護支援

[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/jigyosha/jigyo-kaigo/jigyo-kaigo/kyotaku\\_shien.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/jigyosha/jigyo-kaigo/jigyo-kaigo/kyotaku_shien.html)

▶介護予防支援

[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/jigyosha/jigyo-kaigo/jigyo-kaigo/yobou\\_shitei.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/jigyosha/jigyo-kaigo/jigyo-kaigo/yobou_shitei.html)

3 提出方法

原則、電子申請・届出システムでの受付とします。(※5)

こちら(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>)からログインしてください。

上記システムで提出できないご事情がある場合は、メールでご提出ください。

E-Mail：[sec-kaigo-jigyosho@shibuya.tokyo](mailto:sec-kaigo-jigyosho@shibuya.tokyo)

※件名を「法人名\_令和8年度介護職員処遇改善計画書」とし、本文に指定を受けているサービス種

を必ず記載してください。

(※5) 同一法人が当該加算の取得を希望する事業所を複数運営している場合  
渋谷区の指定を受けている介護保険サービス事業所のうち、事業所番号が一番小さいアカウントからご提出ください。

#### 4 参考資料

- ・介護保険最新情報 Vol.1469,1474,1479
- ・第 253 回社会保障審議会介護給付費分科会資料 1

#### 5 問合せ先

①介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日・祝日含む））

②提出書類等に関するお問い合わせはこちら

渋谷区福祉部介護保険課事業所支援主査

電話：03-3464-8003（受付時間：8:30～17:00（土日・祝日除く））